平成２９年（フ）第８７号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8276番地の15
債務者　豊田　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
岡山市南区内尾397番地18　Ｂ102、旧住所岡山市中区門田本町２丁目２番46―８号アネックスさなえ201
債務者　曽根恵美子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５６号
岡山市中区門田本町２丁目２番46―８号アネックスさなえ201
債務者　大川壽美枝
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１３号
岡山市東区東平島1219番地５　２階、旧住所岡山市東区瀬戸町瀬戸359番地１　堀尾102
債務者　山本　一朗
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２号
岡山市中区海吉1869番地３　シュガーコーポ102号室
債務者　中西　竜二
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４５号
岡山市中区福泊99番地２、旧住所岡山市中区山崎335番地６
債務者　上折　真美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
栃木県小山市駅南町５丁目17番20号　グランオーシャンⅡ番館101号、従前の住所栃木県宇都宮市簗瀬町1963番地14
債務者　篠崎恵理奈
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１９号
栃木県足利市朝倉町２丁目20番地　朝倉団地312
債務者　國末　珠喜
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２１号
栃木県佐野市田沼町372番地
債務者　鎌田　憲英
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３４３号
東京都昭島市宮沢町１丁目４番16号第２コーポ敬友201号
債務者　井上　富雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原128番地７　コーポＫ201
債務者　又吉　光男
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５０８号
横浜市保土ケ谷区常盤台47番11―201号
債務者　瀧本　智美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０９号
横浜市磯子区原町３番22―310号
債務者　青田マキ子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４２５号
鹿児島市川上町3705番地３　メゾン田中203号、開始決定時の住所相模原市南区相模大野５丁目３番17―504号
破産者　紙透　七藏
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５８号
最後の住所　秋田県大館市比内町扇田字新長岡95番地６
破産者　亡三浦末吉相続財産
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部